

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度において、上ノ国町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和6年12月5日

上ノ国町長 工 藤 昇

第1 資格

1. 競争入札等参加資格審査の申請ができない者

- （1）政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者又は同令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札等への参加を排除されている者
- （2）次に掲げる税を滞納している者
- ① 法人税、消費税及び地方消費税
 - ② 都道府県税
 - ③ 町税

2. 申請書の提出方法

建設工事請負 及び 設計等業務委託	① 建設工事の請負及び設計等業務の委託については、北海道市町村入札参加資格共同審査による電子申請のみ。 ② 受付期間 令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）まで ※ 上記期間までに申請した者は建設工事の格付等級の対象とする。 随時申請した者は格付等級の対象としない。
-------------------------	---

物品役務等	物品役務等については、北海道建設技術センターにおいて令和 8 年度（受付は令和 7 年度予定）から「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」による共同審査を開始すると示されたことから、本町においても活用する予定としています。 そのため、令和 8 年度以降の名簿からの活用となり、有効期間のタイムラグが発生することから、臨時的な措置として令和 5・6 年度の定期受付及び追加受付（ともに有効期間が令和 7 年 3 月 31 日（月））により、物品役務等の競争入札等参加資格者名簿に登録された事業者は、特例として有効期間を令和 8 年 3 月 31 日（火）までに延長します。 なお、有効期間の延長には特別な手続きは必要ありません。 また、受付は随時行っております。
備 考	○納税証明書（電子納税証明書も可）、商業登記簿謄本、代表者身分証明書、住民票抄本は、申請受付日から3ヶ月以内のものとします。 ○納税証明書、商業登記簿謄本、代表者身分証明書、住民票抄本、許可等の証明書は写しでも可とします。 ○合併、営業譲渡などの場合には、資格確認のため必要となる書類の提出を求める場合があります。

3. 契約の種類により必要とする資格及びその他の要件

（1）建設工事の請負契約

（資格審査の基準日は、令和6年12月1日とする。）

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、審査基準日において当該許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
なお、本社から支店等に権限を委任する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。
- ② それぞれの資格に対応する建設業の許可について建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行なう総合評定値の通知を受けており、登録申請する工種に関する完成工事高があり、かつ、その総合評定値通知書の審査基準日が令和5年9月2日以降の日であること。
- ③ 浄化槽工事に係る契約についての資格要件
審査基準日において浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく登録を受けている又は同法第33条第3項の届け出をしていること。
審査基準日において浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

（2）測量、設計、調査及び技術資料の作成に係る業務委託契約

（資格審査の基準日は、令和6年12月1日とする。）

- ① 登録申請する工種について、審査基準日以前に2年以上当該事業を営んでいること。

- ② 審査基準日より前2年間における事業高（営業実績）があること。
- ③ 営業に関する許可、免許又は登録を必要とする場合は、当該営業所に関する許可、免許又は登録を取得していること。
- (3) 物品の購入、物品の賃貸借、役務の提供その他の契約
物品役務に関しては、期間延長及び随時受付の為、資格審査基準日を設けません。
- (4) 市町村に未納税額がないことの証明書について（全ての申請書に共通です。）
 - ① 納税証明書の請求窓口は、所管する各市町村です。
 - ② 証明が必要な税目は、「市町村民税（法人市町村民税）」、「固定資産税」及び「軽自動車税」です。
 - ③ 下記の区分に応じて提出してください。

業者区分	提出が必要な者	提出する納税証明
町外業者	法人	法人市町村税の納税証明 (本社所在地の分)
町外業者で本町に 納税義務がある場合	法人 本町在住の役員	法人市町村税の納税証明 (本町に係る分) 個人に係る市町村税の納税証明
町内業者	法人 役員	法人市町村税の納税証明 個人に係る市町村税の納税証明

- ④ 添付する納税証明書は申請受付日前3か月以内に発行されたものに限りします。

4. 資格の有効期間

建設工事の請負及び設計等業務の委託に関する資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度とします。なお、資格の有効期間内であっても、建設業許可の失効又は経営事項審査の有効期限が経過した場合は、当該業種の入札参加資格も失効しますので、更新の都度、必要な書類を提出してください。

ただし、共同企業体については原則として単年度とします。

物品役務については、有効期間を1年延長していることから、令和7年度とします。

第2 資格審査

1. 格付等級について

町内に本店を置く建設工事請負契約の申請者に対し「土木工事」「建築工事」の2業種について格付を行なう。

2. 登録者名簿・格付等級の公表について

上ノ国町役場閲覧コーナーにおいて、令和7年4月上旬から公表する。

第3 資格の消滅

競争入札等参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札等参加の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者になったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (3) その他、第1資格の1及び4に定める要件を欠くに至ったとき。